

令和6年度油濁防止管理者養成講習の実施について

1. 講習を実施する機関

神戸運輸監理部、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、沖縄総合事務局

2. 講習を実施する日時

オンライン講習：令和7年2月5日（水）～2月27日（木）13時

筆記試験：令和7年2月28日（金）13時30分～14時30分

3. 筆記試験を実施する場所

神戸運輸監理部 6階会議室

神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎

4. 講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第4条の規定による海技免許(海技士(通信)及び海技士(電子通信))の資格についての海技免許を除く。)を受けている者又は、同法第23条第1項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者。

なお、上記海技免許を受けている者であって、タンカーに乗り組んで油の取扱いに関する作業に1年以上従事した経験を有する者は、油濁防止管理者としての要件を具備しており、この講習を受講する必要はありません。

5. 講習内容

(1) 法規（1時間）

- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係法令
- ・国際条約等

(2) 業務管理手法（3時間）

- ・油記録簿等の取扱い
- ・貨物油の積込み等
- ・タンクの洗浄の方法
- ・バラストの取扱い
- ・海洋汚染防止設備等の取扱い
- ・廃油処理施設の利用について
- ・その他業務管理の上で必要な事項

(3) 油の排出に係る通報及び防除措置（1時間）

- ・通報に関すること
- ・応急措置に関すること
- ・その他油の排出に係る措置に関すること

6. 受講申請の手続き等

受講希望者は、下記申し込み URL 又は QR コードからホームページにアクセスし、受講申し込みを行ってください。

受講資格審査完了のメールが届きましたら、受講期限までに各自で受講してください。

申し込み可能期間：令和7年1月23日（木）～2月13日（木）

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が筆記試験実施会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもありますのでご了承ください。

申込み後1週間以内に受講資格審査完了のメールが届かない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<申し込み先 URL>

<https://custom.onlineface.ai/register/scheduled-course/kaiyo-seisaku>



申し込み用 QR コード

<お問い合わせ先>

〒650-0042

兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1

神戸運輸監理部 海上安全環境部 船舶安全環境課

電話番号 078-321-7052

メールアドレス kbm-senpaku-kensa@gxb.mlit.go.jp

7. 修了書の交付

本講習の最後に実施する試験に合格した方には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第6条に定める油濁防止管理者の要件を充足することとなる「油濁防止管理者養成講習修了書」を交付します。

また、不合格となった方には、その旨通知します。

8. 受講料

無料。